

学内地連第 113号

平成30年5月29日

常勤の役職員並びに非常勤の研究者各位

利益相反マネジメント委員会

委員長 屋 宏 典

(公印省略)

平成30年度 利益相反定期自己申告の実施について (通知)

平素より利益相反マネジメントの実施につきまして、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本年度も下記のとおり本学における利益相反状況に関する自己申告実施要領に基づき利益相反定期自己申告を実施いたします。

対象となる役職員は、本学利益相反マネジメント規程第22条(申告)に基づき本申告書を提出することが義務づけられておりますので、本制度の目的をご理解頂き皆様のご協力をよろしく願います。

なお、提出いただいた自己申告書は、当委員会の下、厳重に管理いたします。

記

目 的：産学連携活動を進めている教職員等を支え、その能力を最大限に発揮できるような環境を作り、大学の社会的信頼を確保しつつ、社会への説明責任を十分に果たすことにより、産学連携の推進に伴う懸念を払拭していくことを目的とする。

対 象 者：役員、大学教員、特命教員、特命研究員、非常勤研究員（ポスドク研究員、産学官連携研究員等）、技術職員（常勤）、教務職員

※別紙「利益相反定期自己申告書の提出にあたって」の1.対象者についてのとおり

提出期限：6月12日(火)まで

提 出 先：総合企画戦略部 地域連携推進課 利益相反担当 内線：2013

E-mail：tikirieki@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

※その他、詳細については別紙「利益相反定期自己申告書の提出にあたって」をご参照ください。